

1 2 月 1 3 日 (第 1 日)

12月13日（金）第1日 午前10時00分開議

出席議員

1 番	宮 下 成 美	2 番	寛 本 語
3 番	上 本 雄一郎	4 番	平 本 美 幸
5 番	美 濃 英 俊	6 番	古 居 俊 彦
7 番	長 坂 実 子	8 番	岡 野 数 正
9 番	平 川 博 之	10 番	沖 也 寸志
11 番	沖 元 大 洋	12 番	上 松 英 邦
13 番	吉 野 伸 康	15 番	山 本 一 也
16 番	酒 永 光 志		

欠席議員

14 番 浜 西 金 満

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	土手 三生	教育長	岡田 學
総務部長	奥田 修三	企画部長	畑河内 真
危機管理監	佐野 数博	市民生活部長	江郷 耆行
福祉保健部長	山田 浩之	産業部長	高橋 龍二
土木建築部長	西川 貴則	教育部長	矢野 圭一
消防長	米田 尋幸		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	仁城 靖雄
議会事務局次長	長原 範幸
事務局専門員	流田 洋充

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	市長所信表明
日程第5	選挙第2号 選挙管理委員及び補充員の選挙について
日程第6	報告第14号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
日程第7	報告第15号 専決処分の報告について（（仮称）柿浦交流プラザ新築工事（建築）請負契約の変更について）
日程第8	同意第2号 公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 9	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 1 0	議案第 8 0 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について
日程第 1 1	議案第 8 1 号	江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 2	議案第 8 2 号	江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 3	議案第 8 3 号	江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 4	議案第 8 4 号	江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 5	議案第 8 5 号	江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 6	議案第 8 6 号	江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 7	議案第 8 7 号	江田島市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 8	議案第 8 8 号	江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 9	議案第 8 9 号	江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 2 0	議案第 9 0 号	江田島市ふるさと創生基金条例を廃止する条例案について
日程第 2 1	議案第 9 1 号	江田島市やすらぎ交流農園設置及び管理条例を廃止する条例案について
日程第 2 2	議案第 9 2 号	中町／宇品航路船舶建造工事請負契約の締結について
日程第 2 3	議案第 9 3 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 2 4	議案第 9 4 号	公の施設の指定管理者の指定について
日程第 2 5	議案第 9 5 号	令和 6 年度江田島市一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 2 6	議案第 9 6 号	令和 6 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 7	議案第 9 7 号	令和 6 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 8	議案第 9 8 号	令和 6 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 9	議案第 9 9 号	令和 6 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 0	議案第 1 0 0 号	令和 6 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

- | | | |
|---------|---------|----------------------------|
| 日程第 3 1 | 発議第 5 号 | 江田島市議会委員会条例の一部を改正する条例案について |
| 日程第 3 2 | 発議第 6 号 | 江田島市議会会議規則の一部を改正する規則案について |

開会（開議） 午前１０時００分

○議長（酒永光志君） 改めまして、おはようございます。

開会に当たり、一言、御挨拶申し上げます。

本日、令和６年第５回江田島市議会定例会が招集されましたところ、議員並びに執行部の皆様には御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、傍聴席の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。また、定例会をネット配信で御視聴いただいている皆様にもお礼申し上げます。

さて、先月の市長選挙を経て、土手三生市長が第４代江田島市長となりました。誠におめでとうございます。

議会と執行部はよく車の両輪に例えられます。今後も、よりよいまちづくりのため、お互いに議論を重ねてまいりたいと思います。

さて、今定例会では市長所信表明のほか、一般質問や人事案件、各種条例の一部改正、令和６年度一般会計、特別会計の補正予算など多岐にわたって議案が提出されております。議事運営について格段の御協力をお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

ただいまから、令和６年第５回江田島市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は１５名であります。浜西議員から欠席する旨、届出がありました。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の定例会に際して、報道関係者から写真の撮影の申出がありましたので、江田島市議会傍聴規則第１４条の規定により、これを許可しました。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第１ 諸般の報告

○議長（酒永光志君） 日程第１、諸般の報告を行います。

土手市長から報告事項がありますので、これを許します。

土手市長。

○市長（土手三生君） 皆様おはようございます。

本日、ここに議員各位の御参集をお願い申し上げ、令和６年第５回江田島市議会定例会を開会するに当たり、御挨拶を申し上げます。

先月、１１月１７日に執行されました江田島市長選挙において、市民の皆様の御信任を得て、第４代江田島市長に就任させていただきました土手三生でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、市民の皆様、そして、市議会議員の皆様の御支援により、このような大切な場に立たさせていただきますことに、心より感謝とお礼を申し上げます。

市民の皆様からいただきましたたくさんの激励や期待の声に応えられるよう、しっかりと務めさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、これまで同様に、格別の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

市政運営に当たって大切なことは、何よりここに暮らす人々が幸せを感じていただくことだと考えております。大きく変動する時代にあって、人口減少や少子高齢化はもとより、産業の育成、地域の公共交通、子育てや教育支援など、様々な課題に直面することがあろうとも、目を背けることなく、市民の皆様と共に一つ一つ丁寧に出来得る対策を講ずることが大切であると思っております。

江田島市のポテンシャルを生かし、このすばらしい島の魅力を多くの方々にお届けできるようしっかりと取り組んでまいりますので、引き続き御支援と御協力をお願い申し上げます。

本日は、江田島市長として初めての市議会定例会となります。私の市政に対する思いにつきましては、この後、所信を述べる機会をいただいておりますので、その中で述べさせていただきたいと思っております。

さて、今定例会では、人事院勧告に伴う職員等の給与等に関する条例の一部改正のほか、柿浦交流プラザの設置に伴う関連条例の一部改正など、市民生活に直結する議案をお願いいたしております。何とぞ十分な御審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。

10月臨時会以降の市政の主な事柄につきましては、市政報告書のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（酒永光志君） 以上で、市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による、令和6年8月から令和6年10月までに係る例月現金出納検査に対する監査の結果報告が、お手元にお配りしたとおり提出されておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

朗読は省略します。

以上で、議長報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（酒永光志君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において8番 岡野数正議員、9番 平川博之議員を指名します。

日程第3 会期の決定

○議長（酒永光志君） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から１２月２５日までの１３日間としたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は１３日間と決定しました。

日程第４ 市長所信表明

○議長（酒永光志君） 日程第４、市長所信表明を行います。

土手市長。

○市長（土手三生君） 本日は、江田島市議会において、所信を表明する機会をいただき心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

私は、大学卒業後、２３歳で江田島町役場に入庁し、福祉、財政などの事務職を歩み、平成１６年１１月の四町合併の際には、合併協議会事務局に席を置きました。

江田島市となつてからは、総務課長、総務部長を経て、平成２７年からは副市長として市政運営に携わることで、これまでの歩みを肌で感じることができました。

こうした中、今月１２月５日に第４代江田島市長として、市政のかじ取りを担うこととなりました。

市政運営に当たりましては、これまで培った行政経験や知識、人脈を生かしながら、市民の皆様信頼される市役所づくりを目指してまいります。

御承知のとおり、江田島市は、旧海軍兵学校に代表される歴史と文化、また、島を囲む瀬戸内海をはじめとした豊かな自然、さらにカキやオリーブといった質の高い１次産品など、多くの地域資源に恵まれた魅力ある島のまちでございます。

私たちに課せられた使命は、この大切な島の恵みと豊かな自然を次世代に引継ぎ、さらなる発展を遂げることです。

今から２０年前、平成１６年１１月１日に江田島町・能美町・沖美町・大柿町の四町が合併し、新生江田島市が誕生いたしました。合併当初３万人を超えておりましたまちの人口は、２０年を経て２万人を割り込もうとしております。

船やバスなどの公共交通は、利用者の減少に伴う減便や値上げ、地域では、主をなくした空き家や耕作放棄地の発生、自治会をはじめとする地域コミュニティーの担い手不足など、様々な課題が顕在化してまいりました。

その一方で、市の未利用財産を活用したＩＴ企業や工場等の進出、若者の力による創業や起業の増加、生き生きと活動する市民の皆様の存在など、明るい兆しも生まれつつあります。

この芽吹き始めた明るい兆しをしっかりとつかみ、安心で活力のある未来を築くための重要な局面を今、迎えております。

このような時期にあつて、市を担うリーダーである市長の役割は、非常に大きなものがあり、その重責の重さに、改めて身が引き締まる思いを感じているところでございます。

ここで、今後の市政運営に関する私の所信の一端を申し上げたいと存じます。

まず、私の市政運営に対する基本的な姿勢についてでございます。

私は、「誠実」「協調」「安心」を胸に、物事に取り組んでまいります。

他者に対して誠実であれば、人からの信頼が得られ、共に手を携えて進むことができます。自分に対して誠実であれば、うそ偽りがなく、多くの人の共感と納得が得られる心の通った判断ができます。

私は、江田島市長として、他者に対しても、自分に対しても誠実であり続けることを大切にしていきたいと考えております。

また、人間一人の知恵や力には限りがございます。しかしながら、多くの方と協調し、それぞれが持つ知恵と力を結集することで、より多様な分野において、力強い成果を生み出すことが可能となります。

多様な声に耳を傾け、協調する。このことを大切に、まちづくりに取り組んでまいります。

また、人は誰もが幸せな暮らしを願っておられると思います。幸福な暮らしに欠かせないのが安心でございます。自らが健康であることの安心、暮らしに必要な社会インフラ等がきちんと維持されていることの安心、周囲の人々とのつながりがきちんと維持されていることの安心、周囲の人々とのつながりやぬくもりがあることの安心など、市民の皆様が幸せに生活を営んでいただくための様々な安心づくりに、全力を尽くしてまいります。

以上、誠実、協調、安心の3点を私の基本的な政治姿勢として、市政に取り組んでまいります。

次に、私が目指すまちの姿と、そのための取組についてでございます。

江田島市の10年後の目指す姿は、令和7年度から始まる第3次総合計画に掲げた「豊かな恵みとぬくもりでみんなが輝き活躍できるえたじま」としております。

私は、この姿の実現に全力で取り組む所存ですが、その際には、「市民の皆様一人一人が自分らしく輝き、共に生きるまち」であってほしいと考えております。

誰もが自分らしく輝き、つながり、支え合い、共に生きる。そのような暮らしを営むことができるまちづくりに努めてまいります。

次に、今後の取組についてでございます。

一つ目は、「ぬくもりのあるまちづくり」でございます。

島の宝であるこどもに対して、安心して生み育てることができる子育て環境を整えるとともに、海や山など、豊かな島の自然に触れながら、郷土愛を育む教育を展開してまいります。

また、今後、ますます増加する空き家を活用し、新たな人材・団体を誘引するとともに、自治会活動などで育まれる絆を生かした地域づくりを進めてまいります。

美しい自然の中での暮らしや、御近所との顔の見える関係などが醸し出すぬくもりを本市の魅力と捉え、まちづくりに生かしてまいります。

二つ目は、「活力あふれるまちづくり」でございます。

本市の特産品である農水産物や、それらを生かした加工品を生産する事業者など、地

場産業の経営基盤の強化を支援することで、特産品の価値を高めるブランド化を促進いたします。また、島ならではの景観や体験メニューを生かした観光を推進していきます。

さらに、来るべきデジタル社会において、暮らしの利便性を向上させるツールの一つとして、多様なデジタル技術の導入を進めてまいります。

これらの取組を通して、島の経済活動を活性化させ、農水産業・商工業の活力や、まちのにぎわいを創出してまいります。

三つ目は、「健康で安心して暮らせるまちづくり」でございます。

住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていただくために、地域とのつながりによる健康づくりを促進するとともに、疾病の予防と早期発見・早期治療を推進してまいります。

また、生活インフラとして必要不可欠な公共交通の持続性を確保するとともに、ごみ処理や排出抑制などを促進し、美しい島の景観を守ってまいります。

さらに、近年、多発する自然災害に備え、緊急時の防災情報の伝達体制を再構築するなど、防災力の向上を図ってまいります。

近年、様々な行政計画を見る中で、心身ともに満たされた幸せな状態を指して「ウェルビーイング」を目指すという考えをよく見るようになってまいりました。

江田島市民の皆様においても、心身ともに健康で、安心して穏やかな暮らしを営むことができる、ウェルビーイングなまちづくりを目指してまいります。

現在、我が国は人口減少が急速に進展しており、高度成長期のような、増え続ける人口を前提とした積極的投資によるまちづくりは困難となっており、行政組織だけではなく、社会全体における人材・財源に限りがある中で、誰もが幸せに暮らすことができるまちを後世に引き継ぐために、真に必要なものだけを次世代に残すための取捨選択も必要となっており、まいります。

市民の皆様、議員の皆様の御意見も賜りながら、必要な未来を築くための改革にも、しっかりと取り組んでまいります。

本市は、美しい自然や島の恵み、伝統ある文化、人々のつながりとぬくもり、都市との交流、新たなチャレンジの場など、様々な特色があるまちでございます。

これらの特色に彩られた本市は、歴代の市長をはじめとする多くの先人たちが築いてこられたものです。

私は、こうした本市の魅力を磨き上げ、さらによりまちにして、後世にバトンを引き継ぐことが、自らに課せられた使命だと考えております。

市民の皆様、議員の皆様、本市を応援してくださる皆様など、あらゆる方々と一緒になって、よりよいまちづくりに邁進したいと考えております。何とぞ、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、市政運営につきまして、私の所信を述べさせていただきました。

議員各位並びに市民の皆様におかれましては、私の江田島市に対する思いをお酌み取りいただき、市政運営に関しまして格段の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、市長就任の所信表明といたします。

○議長（酒永光志君） 以上で、市長所信表明を終わります。

日程第 5 選挙第 2 号

○議長（酒永光志君） 日程第 5、選挙第 2 号 選挙管理委員及び補充員の選挙についてを行います。

選挙の方法は、選挙と議長の指名推選の方法がありますが、いかがいたしましょうか。
（「議長の指名推選をお願いします」の声あり）

○議長（酒永光志君） お諮りします。

ただいま議長による指名推選の声がありましたので、選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 10 時 21 分）

（再開 11 時 22 分）

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

選挙管理委員には、加川英也氏、永田久美子氏、松原乃利子氏、藤本真砂子氏、以上の方を議長が指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、加川英也氏、永田久美子氏、松原乃利子氏、藤本真砂子氏、以上の方が、選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、野中千代子氏、山野井桂子氏、長原成人氏、平本裕司氏、以上の方を議長が指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました、野中千代子氏、山野井桂子氏、長原成人氏、平本裕司氏、以上の方が、選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

日程第6 報告第14号

○議長（酒永光志君） 日程第6、報告第14号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を議題とします。

直ちに、提出者からの報告を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました報告第14号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された、市長の専決処分の指定に基づきまして、和解及び損害賠償の額の決定について専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） それでは、報告第14号につきまして御説明をいたします。

議案書2ページに専決処分書を、3ページに参考資料を添付しております。

専決処分書によりまして御説明いたしますので、2ページをお願いいたします。

このたびの専決処分は、江田島市江田島町鷺部で発生した車両損傷事故による損害について、相手方と和解し損害賠償の額を決定したものでございます。

1、事故の概要でございます。

令和6年8月29日午前9時40分頃、江田島市江田島町鷺部の市道鷺部18号線と市道鷺部22号線が接する箇所において、経年劣化で破損した状態にあった排水溝のグレーチングを走行中であった相手方車両が巻き込んだことにより、この車両の左後部と左後輪を損傷したものでございます。

なお、運転手にけがはなく、人的被害はございません。

2、和解の相手方は、記載のとおりでございます。

3、和解の条件及び損害賠償の額でございます。

市は、損害賠償金11万1,900円を支払うことで和解し、10月31日に専決処分をいたしました。

なお、この損害賠償金につきましては、市が加入しております全国町村会総合賠償保障保険により補填いたします。

今回、このような事故を起こしてしまい、誠に申し訳ございませんでした。

市道のパトロールは継続して行っておりますが、このたびの事故原因となったグレーチングの経年劣化については、見つけることができませんでした。今後の市道パトロー

ルにより、道路施設などの不具合を早期に発見し、事故の未然防止に努める所存でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、報告第 14 号を終わります。

日程第 7 報告第 15 号

○議長（酒永光志君） 日程第 7、報告第 15 号 専決処分の報告について（（仮称）柿浦交流プラザ新築工事（建築）請負契約の変更について）を議題とします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました、報告第 15 号 専決処分の報告について（（仮称）柿浦交流プラザ新築工事（建築）請負契約の変更について）でございます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により指定された市長の専決事項の指定に基づきまして、（仮称）柿浦交流プラザ新築工事（建築）請負契約の変更について専決処分を行いましたので、同条第 2 項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、報告第 15 号につきまして御説明をいたします。

議案書 5 ページに専決処分書を、6 ページに参考資料を添付しております。

参考資料によりまして御説明いたしますので、6 ページをお願いいたします。

1、契約の目的及び 2、契約の方法につきましては変更はございません。

3、契約金額について、変更前の 2 億 6,591 万 4,000 円につきましては、令和 5 年 12 月 13 日に議決をいただいております。このたびの専決処分は、契約金額を 2 億 7,393 万 8,500 円に変更するものです。

4、契約の相手方及び 5、工期につきましては変更はございません。

変更の理由は、外構工事の追加により、仕様、施工数量等に変更が生じたためとなっております。

5 ページをお願いします。

専決処分年月日です。専決処分年月日は、令和 6 年 11 月 29 日となっております。

説明につきましては、以上となります。

○議長（酒永光志君） 以上で、報告第 15 号を終わります。

日程第 8 同意第 2 号

○議長（酒永光志君） 日程第 8、同意第 2 号 公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君）　ただいま上程されました、同意第２号　公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

令和６年１２月１５日付で任期満了となる黒神憲二さんの後任として、槌川茂雄さんを江田島市公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第９条の２第２項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

槌川さんは、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、人事行政に関し、識見を有する方でございます。何とぞ御同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、こと人事に関することでありますので討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定しました。

日程第９　　諮問第２号

○議長（酒永光志君）　日程第９、諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君）　ただいま上程されました、諮問第２号　人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

金田洋二さんを人権擁護委員の候補者として推薦をしたいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

金田さんは、人格・識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

以上、１件の諮問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君）　以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、こと人事に関することでありますので討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者として、金田洋二氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、金田洋二氏を適任とすることに決定しました。

日程第 10 議案第 80 号

○議長(酒永光志君) 日程第 10、議案第 80 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長(土手三生君) ただいま上程されました、議案第 80 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案についてでございます。

刑法の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(酒永光志君) 奥田総務部長。

○総務部長(奥田修三君) それでは、議案第 80 号につきまして御説明をいたします。

議案書 14 ページに提案理由を、15 ページから 17 ページまでに改正条文を、18 ページから 19 ページまでに新旧対照表を、20 ページに参考資料を添付しております。

参考資料により御説明いたしますので、20 ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨です。刑法の一部改正に伴い、関係する条例の規定を整理を行うものです。

2、一部改正する条例は、(1)として、江田島市一般職の職員の給与に関する条例、(2)として、江田島市敬老金贈呈条例、(3)として、江田島市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、(4)として、江田島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例でございます。

3の条例改正の内容及び刑法改正の概要についてです。

(1)として、これまで刑の種類として定められておりました、懲役、禁錮が廃止され、新たに創設される拘禁刑に統一されることから、条例内において、刑の種類を用いる箇所の字句改正を行うものです。改正内容につきましては、表に示したとおりです。

(2)として、刑の種類が変わることから、条例改正前後の罰則の適用関係等を明確にするために必要な経過措置を設けます。

4の施行期日についてです。刑法等の一部を改正する法律の施行日、令和7年6月1日でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第81号～日程第15 議案第85号

○議長（酒永光志君） この際、日程第11、議案第81号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてから、日程第15、議案第85号 江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてまでの5議案を一括議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま一括上程されました議案第81号から議案第85号までについてでございます。

国家公務員に準じて給与の改定等をするため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるもので

ございます。

議案第 8 1 号で、江田島市一般職の職員の給与に関する条例を、議案第 8 2 号で、江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例を、議案第 8 3 号で、江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を、議案第 8 4 号で、江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を、議案第 8 5 号で、江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例をそれぞれ一部改正することとしております。

内容につきましては、総務部長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、議案第 8 1 号から議案第 8 5 号まで一括して御説明をいたします。

参考資料により、主な改正点を御説明しますので、39 ページをお願いします。

国家公務員に準じた給与の改定等についてでございます。

1、趣旨について。

令和 6 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、市職員等の給与を改定するため、関係条例の規定を整備するものです。

2、改正する条例です。

このたび改正する条例は、表に示した一般職、特別職、議会議員、任期付職員、会計年度任用職員に係る 5 つの条例となります。

3、改正の内容です。

（1）給料月額の上昇についてです。

アとして、民間企業における初任給の動向を踏まえ、一般職の職員について、若年層の給料月額を大幅に引き上げるとともに、おおむね 30 歳代後半までの職員についても重点を置きつつ、全年代において給料月額を引き上げます。

イとして、特定任期付職員の給料月額を表のとおり、国と同様に改定します。

次に、（2）として、期末・勤勉手当（ボーナス）の引き上げ（令和 6 年度分）についてです。民間の支給割合に見合うよう、常勤、一般職、再任用職員、特別職、議会議員及び特定任期付職員について、令和 6 年度の期末・勤勉手当の支給月数を 0.1 月分または 0.05 月分引き上げるものです。

なお、6 月期の期末・勤勉手当は既に支給済みであることから、令和 6 年度においては、今年度引き上げ分を 12 月期に上乗せして調整をいたします。

次に、40 ページをお願いします。

（3）期末・勤勉手当の支給割合の平準化（令和 7 年度分以降）についてでございます。

令和 7 年度以降の期末・勤勉手当の支給割合について、6 月期と 12 月期で平準化いたします。

（4）特定任期付職員への勤勉手当の支給についてです。

令和 7 年度以降において、特定任期付職員に勤勉手当を支給することとし、期末手当と合わせて、支給月数を次の表のとおりとするとともに、特定任期付職員業績手当を廃

止します。

なお、現状では本市に該当職員はおりません。

(5) 地域手当の見直しについてです。

まず、ア、級地区分・支給割合の見直しです。

国家公務員の地域手当について級地区分・支給割合を、原則、市町村単位から都道府県単位に広域化するなどの見直しが行なわれました。この見直しに際して、地方公務員についても、国家公務員の級地区分・支給割合を基本とすることが適当との方向性が示されております。これを受けまして、本市におきまして、国家公務員に準じた見直しを行うものです。見直しは次の表のとおり、令和7年度から2か年にわたって段階的に実施をいたします。表の下、米印にありますとおり、給料、管理職手当及び扶養手当の合計額に上記の表の率を乗じた額が地域手当の額となります。また、本市における級地区分の設定は、当面、勤務地が想定される広島県内の区域のみとしております。

続きまして、イ、期末・勤勉手当への算入です。

国家公務員の取扱いに準じて、期末手当、基礎額及び勤勉手当基礎額の算定において、地域手当の額を算入することといたします。

(6) その他、社会の変化等に応じた給与制度の整備についてです。

まず、ア、給料表の構造の見直しです。

昇給した場合のメリットの拡大を図るよう、給料表の構造の見直しを行ってまいります。

なお、新たに給料表に移行する際には、原則的に給料月額に変動がないよう、各職員の号給を切り替えてまいります。

続いて、イ、扶養手当の見直しです。

配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を増額するものです。次の表のとおり、2か年にわたって段階的に実施をいたします。

4 1 ページをお願いします。

ウ、管理職特別勤務手当の見直しです。

現行では、午前零時から午前5時までとしている平日の支給対象時間帯を午後10時から翌日午前5時までに拡大するものです。

続いて、エ、定年前再任用短時間勤務職員に係る手当の見直しです。

住宅を借りて家賃を支払っている定年前再任用短時間勤務職員に対し、常勤職員と同様に、住居手当を支給することといたします。

最後に、オ、勤勉手当算定の適正化です。

現行では、支給基礎額に扶養手当を算入しているところ、勤務成績に応じて支給すべきものという、勤勉手当の性格を踏まえ、国家公務員の取扱いに準じて扶養手当は算入しないことといたします。

4、施行期日及び実施時期についてです。

改正内容ごとに表に示していますとおり、給料月額及び期末・勤勉手当の引上げに係るものは遡及して実施をいたします。

なお、これまで会計年度任用職員については、年度ごとの任用であることを踏まえ、

遡及引上げを実施しておりませんでした。このたびから常勤職員と同様に遡及して引き上げることといたします。

それでは、それぞれの議案の改正条文を御説明いたします。22ページをお願いします。

議案第81号の一般職についての改正条文です。

第1条で、令和6年度の期末・勤勉手当の引上げを行い、一般職の給料表を23、24ページの表のとおり改正をします。

25ページをお願いします。

第2条で、地域手当の見直し、その他社会の変化等に応じた給与制度の整備をするほか、令和7年度以降の期末・勤勉手当の支給割合の調整を行っております。

29ページをお願いします。

第3条で、段階的に実施することとしている扶養手当の見直しについて、2段階目の改正を行っております。

また、附則といたしまして、第1項第2項で施行期日と、第3項で給与の内払いの見直し規定を定めております。附則第4項では、社会の変化等に応じた給与制度の整備の一つである給料表の構造の見直しをするに当たり、新たな給料表に移行する際に、原則的に給料月額の変動しないこととするよう、号給の切替えについて規定をしております。

34ページをお願いします。

附則第5項で、条例の施行に関する細則について、規則に委任する旨を規定しております。

35ページから38ページまでには、新旧対照表を添付しております。

続いて、43ページをお願いします。

議案第82号、特別職についての改正条文です。

第1条で、令和6年度の期末手当の引上げ、第2条で、令和7年度以降の期末手当の支給割合の調整をしております。

また、附則といたしまして、施行期日と期末手当の内払いの見直し規定を定めております。

44ページには、新旧対照表を添付しております。

続いて、46ページをお願いします。

議案第83号の議会議員についての改正条文です。

第1条で、令和6年度の期末手当の引上げ、第2条で、令和7年度以降の期末手当の支給割合の調整をしております。

また、附則といたしまして、施行期日と期末手当の内払いの見直し規定を定めております。

47ページには、新旧対照表を添付しております。

49ページをお願いします。

議案第84号の任期付職員についての改正条文です。

第1条で、給料表の改正と令和6年度の期末手当の引上げ、第2条で、社会の変化等に応じた給与制度の整備と、令和7年度以降の期末手当の支給割合の調整をしております。

また、附則といたしまして、施行期日等の給与の内払い見直し規定を定めております。

５１、５２ページには新旧対照表。

続きまして、５４ページをお願いします。

議案第８５号、会計年度任用職員についての改正条文です。

給料表の改定を常勤職員と同様の取扱いとするよう附則の改正を行っており、５５ページには新旧対照表を添付しております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました議案第８１号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてから、議案第８５号 江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてまでの５議案は、総務文教常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第８１号から議案第８５号までの５議案は、総務文教常任委員会に付託します。

日程第１６ 議案第８６号

○議長（酒永光志君） 日程第１６、議案第８６号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま、上程されました議案第８６号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

柿浦交流プラザを設置するに当たり、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内真君） それでは、議案第８６号について御説明いたします。

このたびの改正は、柿浦交流プラザを設置することに伴い、関連条例の一部改正や廃止を行うものでございます。

議案書５７ページから６０ページに改正条文を６１ページから６５ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

まず、６１ページからの新旧対照表で御説明いたします。

６１ページ、新旧対照表の右側が現行、左側が改正案でございます。下線部について改正を行います。

第３条の改正といたしまして、施設の名称及び位置の表に柿浦交流プラザを追加いた

します。

次に、第 6 条、使用料関係の別表といたしまして、こちらに柿浦交流プラザを追加いたします。

また、今回の条例改正に伴い、関連する条例について附則による改正を行います。これは、柿浦交流プラザの設置に伴い、集約対象施設の廃止することなどによるものでございます。

まず、附則第 2 項による改正でございます。6 1 ページ下段から 6 2 ページ上段にかけてとなります。江田島市支所、出張所及び連絡所設置条例の一部を改正し、柿浦連絡所の位置を柿浦交流プラザの所在地に変更いたします。

次に、附則第 3 項による改正でございます。

柿浦交流プラザの施設として体育館を位置づけるため、6 2 ページ中段から 6 3 ページの中段にかけて、江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正し、柿浦体育館を削除いたします。

次に、附則第 4 項による改正でございます。

江田島市集会所等設置及び管理条例の一部を改正し、集約対象施設である引島集会所、坊地集会所及び楠田集会所に関する規定を削除いたします。

次に、附則第 5 項による改正でございます。

6 3 ページ最下段、一番下から、6 4 ページ中段にかけてでございます。

江田島市児童館設置及び管理条例の一部を改正し、柿浦児童館に関する規定を削除いたします。

次に、附則第 6 項による改正でございます。

江田島市老人集会所設置及び管理条例の一部を改正し、柿浦老人集会所に関する規定を削除いたします。

次に、附則第 7 項による改正でございます。

柿浦交流プラザの一部を隣保館として位置づけることに伴い、6 4 ページの最下段から 6 5 ページの中段にかけて、江田島市隣保館設置及び管理条例の一部を改正し、大柿厚生文化センターの所在地を柿浦交流プラザの所在地に変更するとともに、施設使用料を変更設定いたします。

議案書 5 7 ページにお戻りください。

議案書 5 7 ページ下段にある附則の第 1 項を御覧ください。

本改正条例案の施行期日は、令和 7 年 2 月 1 日としております。

今回の条例改正は、地元との協議を経て実施した公共施設の再編整備に伴い、関連施設の設置廃止等を行うものでございます。

以上で、議案第 8 6 号の説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました議案第 8 6 号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案については、総務文教常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 86 号は総務文教常任委員会に付託します。

この際、暫時休憩いたします。11 時 10 分まで休憩いたします。

(休憩 10 時 59 分)

(再開 11 時 10 分)

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 17 議案第 87 号

○議長（酒永光志君） 日程第 17、議案第 87 号 江田島市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま、上程されました議案第 87 号 江田島市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

幸ノ浦老人集会所を設置するに当たり、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） それでは、議案第 87 号について説明します。

このたびの改正は、幸ノ浦集会所を設置することに伴い、現行条例の一部を改正するものです。

議案書 67、68 ページに改正条文、69 ページに参考資料として新旧対照表を添付しています。

69 ページの新旧対照表で説明します。

新旧対照表の右側が現行、左側が改正案です。下線部について改正を行います。

第 2 条及び別表第 9 条関係の一部を改正し、幸ノ浦集会所を追加します。

続いて、附則第 2 項による改正で、江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正し、別表第 1 及び第 2 から、幸ノ浦老人集会所の項を削除します。

67 ページに戻ってください。

附則について、この条例は令和 7 年 1 月 4 日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました議案第 87 号 江田島市集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例案については、産業厚生常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 87 号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第 18 議案第 88 号

○議長（酒永光志君） 日程第 18、議案第 88 号 江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま、上程されました議案第 88 号 江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

柿浦児童公園を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 議案第 88 号について御説明いたします。

この条例案は、柿浦児童公園を廃止するため、現行条例の一部を改正するものでございます。

議案書の 71 ページをお開きください。

71 ページに改正条文を、72 ページに新旧対照表を参考資料として添付しております。

72 ページの新旧対照表により内容を御説明いたします。

新旧対照表右側が現行、左側が改正案でございます。下線部について改正を行うものです。

別表第 1 中、柿浦児童公園の名称及び位置を削除しております。

本市の地区公園につきましては、江田島市公園等管理活用計画に基づき、再編整備を進めているところでございます。このたび、柿浦地区において、柿浦まちづくり協議会と協議を行い、柿浦児童公園につきまして廃止に関する同意をいただけたことから、柿浦児童公園を廃止するものでございます。

71 ページをお願いします。

附則でございます。施行期日を令和 7 年 4 月 1 日としております。

説明については、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました議案第 88 号 江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案については、産業厚生常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 88 号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第 19 議案第 89 号

○議長（酒永光志君） 日程第 19、議案第 89 号 江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第 89 号 江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

スポーツ推進委員の報酬を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、教育部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） それでは、議案第 89 号について説明いたします。

今回の改正は、スポーツ推進委員の報酬額を改正するものでございます。

議案書 74 ページに改正条文を、75 ページに新旧対照表を、76 ページに参考資料を添付しております。

参考資料で説明をいたしますので、76 ページをお願いいたします。

1、改正の背景及び趣旨でございます。

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第 32 条第 1 項の規定によりまして、市の教育委員会から委嘱され、同条第 2 項の規定により、住民の求め等に応じ、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツ実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行っております。現在、23 人のスポーツ推進委員が在籍をしております。近年、スポーツ推進委員の活動頻度に個人差が生じている状況を踏まえ、実績に応じた報酬の支払いができるよう、現行の報酬形態の見直しを行うものでございます。

2、改正の内容です。

県内他市町のスポーツ推進委員の報酬額、本市の各種委員のうち、日額で定められている者の報酬額、過去の活動件数等を踏まえ、本市のスポーツ推進委員の報酬を現行の年額 3 万 3,000 円から日額 5,800 円に見直しを行うものでございます。

3、施行期日です。

この条例改正の施行期日は、74 ページの附則にも記載のとおり、令和 7 年 4 月 1 日からとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（酒永光志君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡野議員。

○8番（岡野数正君）　　まず、今回、年額から日額に変わったということでございますが、この日額に変わった際には、例えばスポーツ推進委員がどちらかへ出かけて行って、そういった指導をする際の交通費、こういったものもその中に含まれているということで理解してよろしいか、その点についてまず伺います。

○議長（酒永光志君）　　矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君）　　スポーツ推進委員の交通費なんですけれども、市内での行事に当たりましては、5,800円の日額に含まれるものとしております。

　　以上です。

○議長（酒永光志君）　　岡野議員。

○8番（岡野数正君）　　ここら辺りですね、しっかりとスポーツ推進委員の方にも周知を図っていただきたいというふうに思います。これ現在、運用されている中で、現在ですね、交通費を出したり出さなかったり、こういった団体もあるというふうに聞いております。そこら辺りが不公平感を生むということにつながってまいりますから、その点について十分、御配慮いただきたいというふうに思います。

　　それと、他都市の状況です。年額でやっているところが多いのか、これ日額にしたところが多いのか。確かに、活動頻度によって個人差が生じているので、日額にされたところとは分かるんですが、県内各市町の状況というのが分かれば教えていただきたいと思います。もし分からなければ、また後日でも結構です。

○議長（酒永光志君）　　矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君）　　すみません、正確なところの資料を持ち合わせておりませんので、また後日回答させてもらいたいと思います。

　　以上です。

○議長（酒永光志君）　　ほかに質疑はありませんか。

　　美濃議員。

○5番（美濃英俊君）　　この推進委員のほうの、このたび日額になるということなんですけれども、基本的に推進委員の方とかとは話されていらっしゃるのかなというのがまず1点。

　　あと、基本的に考えれば、公務員というかですね、これ特別職という形になるんですけれども、ベースとかはなしで問題ないのかなというのはちょっと考えたところではあるんです。その辺りに関してお伺いできますか。

○議長（酒永光志君）　　矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君）　　こちら、スポーツ推進委員が非常勤の特別職で委嘱されておるわけなんですけれども、そちらに関しては、そのスポーツ推進委員の方からですね、こちらスポーツ推進員として派遣される回数が頻度が変わっているということで差が出る。今で言いますと、年間20回出る人もおれば、ゼロ回の方もいらっしゃる。それが年額3万3,000円でしたら、ちょっとどうかねという話がありましたので、そちらからこの年額から日額改正するというこの話の発端となっております。

　　スポーツ推進委員の非常勤特別職でということは、今の条例に規定しているところで、地方公務員法にのっとって配置されていると考えております。

以上です。

○議長（酒永光志君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第90号

○議長（酒永光志君） 日程第20、議案第90号 江田島市ふるさと創生基金条例を廃止する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第90号 江田島市ふるさと創生基金条例を廃止する条例案についてでございます。

ふるさと創生基金を廃止するため、現行条例を廃止する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、議案第90号につきまして御説明いたします。

この議案は、目的基金の一つでありますふるさと創生基金を廃止するためのものです。ふるさと創生基金は、昭和63年から平成元年にかけて、地域振興のために全国の市町村に交付された1億円を原資に積み立てられた基金で、合併時に引き継がれた基金9億3,952万9,000円を地域づくりの財源として活用してまいりました。令和5年度末の残高は846円となっています。市では、地域振興基金など類似する目的基金も

ございますので、今年度末をもって廃止しようとするものです。

議案書 78 ページに、廃止条文をお示ししております。

附則といたしまして、この条例は令和 7 年 3 月 31 日から施行としております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡野議員。

○8 番（岡野数正君） このふるさと創生基金ですが、現在、令和 5 年ではもう約 800 円ぐらいしかもうないよという御説明がありました。これこの 800 円になるまでにですね、いろんな形で市の事業運営には使われていったんだろうと思うんですけども、その 800 円になったのはいつ頃ですか。令和 5 年じゃなくて、もう少し前にはもう多分、枯渇していたんじゃないかというふうに思うんですが、ちょっとその点について御答弁お願いします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） ただいま岡野議員から御指摘のとおり、実は 800 円になったのが令和元年度末をもって 846 円になったというところでございます。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8 番（岡野数正君） 分かりました。

令和元年度にはもう既に枯渇していたと。現在、令和 6 年ということでございます。約 5 年間放置されていたということだろうと思うんです。

その他、どう言うんですかね、本市の持っております、創設しております基金の中には様々な基金があると思いますが、役目を終えたような基金というのがですね、もしあった場合には、できるだけ早くその基金の処理というものをさせていただきたいと思いますが、その点についていかがですか。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） 岡野議員の御質問のとおり、基金については、それぞれ目的があって設置しているものでございます。目的を果たしたものの基金につきましては、速やかに廃止するというような方向で今後は進めていきたい、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本案は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 1 議案第 9 1 号

○議長（酒永光志君） 日程第 2 1、議案第 9 1 号 江田島市やすらぎ交流農園設置及び管理条例を廃止する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま、上程されました議案第 9 1 号 江田島市やすらぎ交流農園設置及び管理条例を廃止する条例案についてでございます。

やすらぎ交流農園を廃止するため、現行条例を廃止する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） それでは、議案第 9 1 号につきまして御説明申し上げます。

議案書の 8 0 ページを御覧ください。

本条例廃止案は、公共施設売却に関する公募型プロポーザル方式で、1 1 月 2 9 日より公募を開始したことに伴う準備として行うものでございます。

附則としては、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行いたします。

説明は以上です。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました議案第 9 1 号 江田島市やすらぎ交流農園設置及び管理条例を廃止する条例案については、産業厚生常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 9 1 号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第 2 2 議案第 9 2 号

○議長（酒永光志君） 日程第２２、議案第９２号 中町／宇品航路船舶建造工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第９２号 中町／宇品航路船舶建造工事請負契約の締結についてでございます。

中町／宇品航路船舶建造工事請負契約を４億７，５９７万円で、瀬戸内クラフト株式会社と締結したいので、地方自治法第９６条第１項第５号及び江田島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内真君） それでは、議案第９２号について御説明いたします。

本件は、老朽化した中町／宇品航路で使用する船舶を更新するに当たり、公募型プロポーザルにより、契約の優先交渉権者を選定いたしましたので、契約の締結について同意をお願いするものでございます。

議案書８１ページをお願いいたします。

１、契約の目的でございます。中町／宇品航路船舶建造工事請負契約でございます。

２、契約の方法は、公募型プロポーザル方式で選定した優先交渉権者との随意契約となります。

３、契約金額は４億７，５９７万円。

４、契約の相手方は、広島県尾道市の瀬戸内クラフト株式会社、代表取締役 川口洋。

５、工期は、議決を得た日の翌日から令和９年２月２８日までとしております。

８２ページをお願いいたします。

３の建造理由でございます。

中町／宇品航路を運航する本市所有船舶ロイヤル千鳥は、進水から３０年近くを経過し、部品の供給も終了することから、今後の航路の運航を確保するために、新たに船舶１隻を建造するものでございます。

８３ページ、８４ページには新造船の一般配置図を、８５ページにはプロポーザル審査状況調書を添付しております。

なお、このたびの公募型プロポーザルへの応募は１社である。外部委員５名、内部委員３名で構成する受託者特定審査委員会に提案内容を審査していただいた上で、優先交渉権者を選定しております。

以上で、議案第９２号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました議案第９２号 中町／宇品航路船舶建造工事請負契約の締結については、総務文教常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 9 2 号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第 2 3 議案第 9 3 号

○議長（酒永光志君） 日程第 2 3、議案第 9 3 号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま、上程されました議案第 9 3 号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

サンビーチおきみについて、株式会社大柿産業を指定管理者として指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） それでは、議案第 9 3 号につきまして御説明申し上げます。

8 6 ページに議決の議案書と、それから、8 7 ページから 8 9 ページにかけて、選定資料を参考資料として添付しております。

説明のほうは参考資料により行いますので、8 7 ページを御覧ください。

1、公の施設の名称、サンビーチおきみ。

2、公の施設の概要につきましては、記載の所在地のとおりです。

それから、3、指定団体の概要につきましても、既存の指定管理者でございます株式会社大柿産業で、その継続という形で同様となっております。

それから、4、指定管理者の業務の範囲につきまして、こちらもこれまでと同様で、宿泊施設の提供と設置施設の目的の達成に必要な事業に関すること、内容につきましては 8 8 ページにかけて記載をしております。

5、指定の期間につきまして、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの 1 年間でございます。

6、指定管理者の選定手続で、非公募による理由でございますが、既存の指定管理者の継続ということで、その経緯につきましては、本施設の売却を決定し、今年度末での売却を予定した事務を進めてきたところですが、不動産鑑定額と参加者の事業計画策定及び資金調達など一定の期間が必要と判断し、1 年間延長することとしたためです。これに伴い、1 年間の指定管理を行う上で、公募によらず現指定管理者の運営が適切と判断いたしました。

8 9 ページを御覧ください。

7、選定の理由でございますが、選定の理由は、市の指定管理者選定委員会において過去の実績、1 年間という期間、現指定管理者の雇用対応などから、現指定管理者によ

る１年間の指定管理期間延長が必要と判断されました。

８、指定管理料につきましては、現在と同額の年１，０００万円といたします。

説明は以上です。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました議案第９３号 公の施設の指定管理者の指定については、産業厚生常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第９３号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第２４ 議案第９４号

○議長（酒永光志君） 日程第２４、議案第９４号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま、上程されました議案第９４号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

江田島市ふるさと交流館について、三興建設株式会社を指定管理者として指定したいので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） それでは続きまして、議案第９４号につきまして御説明を申し上げます。

議案書９０ページ、それから、参考資料として選定資料につきましては９１ページ、９２ページで添付してございます。

それでは、詳細は参考資料にて説明いたしますので、９１ページを御覧ください。

１、公の施設の名称、江田島市ふるさと交流館。

２、公の施設の概要及び３、指定団体の概要につきましては、記載のとおりでございます。

それから、４、指定管理者の業務の範囲につきましては、休憩場所の提供、海軍関係資料の展示、特産品の展示販売、その他観光振興事業、地域住民の交流活動の場の提供などとしております。

それでは、９２ページをお願いいたします。

指定管理の期間は令和７年４月１日からの５年間でございます。

選定の理由は、江田島市指定管理者選定委員会において、総合点数方式による採点を行いました。結果、基準以上の６割以上の基準を満たし、かつ提案内容が安定的に運営

できる内容であったため、選定した経緯でございます。

7、指定管理料につきましては、年間280万円としております。

説明は以上です。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました議案第94号 公の施設の指定管理者の指定については、産業厚生常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第94号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第25 議案第95号

○議長（酒永光志君） 日程第25、議案第95号 令和6年度江田島市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま、上程されました議案第95号 令和6年度江田島市一般会計補正予算（第5号）でございます。

令和6年度江田島市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,003万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ169億6,811万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、議案第95号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明をいたします。

事項別明細書の26、27ページをお願いします。

初めに、歳入からです。

9款1項1目、国有提供施設等所在市町村助成交付金は、今年度交付金の確定に伴う

増額補正です。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、障害児通所給付費等負担金、生活保護費負担金の増額補正です。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増額補正です。

2目民生費国庫補助金は、結婚新生活支援事業補助金の国庫支出金から県支出金への組替えに伴う減額補正、診療報酬明細書等点検充実事業費補助金の増額補正、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の県支出金から国庫支出金への組替えに伴う増額補正です。

4目農林水産業費国庫補助金は、追加交付に伴う水産基盤整備事業補助金の増額補正です。

28、29ページをお願いいたします。

5目土木費国庫補助金は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額補正です。

6目教育費国庫補助金は、小中学校費補助金の学校施設環境改善交付金の減額補正です。

16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金は、障害児通所給付費等負担金の増額補正です。

2項県補助金、2目民生費県補助金は、地域介護・福祉空間整備費等施設整備補助金の国庫支出金への組替えに伴う減額補正、結婚新生活支援事業補助金の国庫支出金から組替えに伴う増額補正です。

30、31ページをお願いします。

19款繰入金、1項特別会計繰入金、1目介護保険保険事業勘定特別会計繰入金は、前年度事業の精算に伴う特別会計からの繰入金の増額補正です。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、財源調整に伴う増額補正です。

18目ふるさと創生基金繰入金は、基金廃止に伴う繰入金の増額補正です。

20款1項1目繰越金は、令和5年度の決算認定に伴う前年度繰越金の増額補正です。

21款諸収入、5項4目雑入は、社会保険料の増額補正です。

5目過年度収入は、前年度事業の精算に伴います国庫負担金などの追加交付による増額補正です。

32、33ページをお願いします。

22款1項市債、2目衛生債は、過疎対策事業債で葬斎センター整備事業、一般廃棄物処理事業債で一般廃棄物処理施設整備事業及びごみ運搬車整備事業の増額補正、過疎対策事業債でごみ運搬車整備事業及び環境センター整備事業の減額補正です。

3目農林水産業債は、緊急浚渫推進事業債及び公共事業等債、水産基盤整備事業の増額補正、過疎対策事業債で水産基盤整備事業の減額補正です。

7目教育債は、過疎対策事業債で小学校整備事業の減額補正、中学校整備事業は増額補正です。

10目災害復旧事業債は、11月2日に発生した大雨に伴います農林水産施設災害復旧事業債、現年分の増額補正です。

続きまして、歳出です。

今回の歳出補正予算の主なものは、人事院勧告に伴う職員及び会計年度任用職員等の給与費関係、国庫支出金の追加交付に伴う漁港整備事業、中町雨水排水センターの修繕工事費など、また、前年度事業の精算に伴う補助金の返還金などを計上しております。

それでは、職員及び会計年度任用職員の給与費関係を除く、主な補正につきまして御説明をいたします。

34、35ページをお願いします。

1款1項1目議会費は、人事院勧告に伴う議員の期末手当の増額補正です。

36、37ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費は、令和7年度からの入札参加資格申請に必要な契約事務システム改修業務委託料の増額補正です。

職員及び会計年度任用職員の給与費関係が続きまして、42、43ページまで飛んでください。

2項徴税費、1目税務総務費は、課税一般事業費で、今年度見込みに伴う還付金の増額補正です。

同じく、給与費関係が続きまして、46、47ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計の補正に伴う繰出金及びこのページの下段、社会福祉法人指導監督事業費から、48、49ページの2目障害者福祉費、3目老人福祉費の介護保険事業費にかけましては、前年度事業の精算に伴う、国・県支出金の返還金の増額補正となっております。

また、3目老人福祉費で、介護保険（保険事業勘定）特別会計繰出金は、特別会計の補正に伴う繰出金の増額補正を行っております。

50ページから53ページにかけまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、2目児童措置費は、子ども・子育て支援交付金事業や児童手当給付事業などの前年度精算に伴う補助金の返還金増額補正です。

また、52、53ページの障害児通所支援事業費は、今年度の利用見込みによります扶助費の増額補正を行っております。

このページ下段から54、55ページにかけまして、3目保育施設費は、前年度事業の精算に伴います補助金の返還金の増額補正です。

56、57ページをお願いします。

3項生活保護費、1目生活保護総務費及び2目扶助費は、前年度事業の精算に伴う補助金の返還金、今年度見込みによります扶助費の増額補正です。

58、59ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費及び3目母子保健費並びに60、61ページの4目健康増進費は、前年度事業の精算に伴う補助金の返還金増額補正です。

このページ下段から62、63ページをお願いいたします。

7目葬斎センター費は、今年度見込みによります光熱水費の増額補正、それから、点検業務委託料の減額補正です。

2項清掃費、4目リレーセンター費及び5目環境センター費は、財源更正となっております。

ります。

64、65ページの下段をお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、4目農村整備費は、北沖集落排水施設のポンプ整備、配水池浚渫工事費の増額補正です。

66、67ページをお願いいたします。

3項水産業費、2目水産業振興費は財源更正となっております。

3目漁港費は、国庫補助金の追加交付に伴う、常石北防波堤補修工事費の増額補正です。

給与費関係が続きまして、70、71ページをお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費は財源更正となっております。

72、73ページをお願いします。

5項都市計画費、2目都市下水路費は、中町雨水排水センターの機械故障に伴う工事費の増額補正となっております。

このページ下段から、74、75ページをお願いします。

9款1項消防費、1目常備消防費は、水道工事の際に移設する必要がありました消火栓の工事費負担金の増額補正です。

76、77ページをお願いします。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費及び3項中学校費、1目学校管理費は、入札残に伴う工事費の減額補正です。

給与費関係が続いて、80、81ページをお願いします。

8目環境館費は、さとうみ科学館の消防設備修繕料の増額補正です。

5項保健体育費、2目体育施設費は、スポーツ施設の今年度使用料の見込みによる光熱水費の増額補正です。

82、83ページの下段をお願いいたします。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2目農業施設災害復旧費は、農道土砂撤去工事等の増額補正となっております。

3目林業施設災害復旧費は、林道施設の災害復旧に伴う設計委託料及び工事請負費の増額補正となっております。

84、85ページをお願いします。

13款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費は、令和5年度の決算余剰金の積立金の増額補正です。

2項1目公営企業費は、下水道事業会計の補正に伴います繰出金、給与改定に伴う広島県水道広域連合負担金の増額補正です。

予算書の5ページにお戻りください。

第2表 繰越明許費です。

庁舎維持管理事業ほか2件について、年度内の完成が見込めないため、繰越明許費を設定させていただくものです。

6ページ、7ページ、第3表 債務負担行為補正です。

追加としまして、自家用電気工作物保安管理業務委託ほか19件をお願いしております。

す。

８ページをお願いします。

第４表 地方債補正です。

追加としまして、一般廃棄物処理事業債ほか３件を、変更としまして、緊急浚渫推進事業債ほか３件を、廃止としまして、過疎対策事業債ほか１件をお願いしております。

なお、事項別明細書の８６から８８ページに給与費明細書、８９から９０ページに債務負担行為に関する調書、９１ページに地方債現在高の見込みに関する調書をお示しております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました議案第９５号 令和６年度江田島市一般会計補正予算（第５号）は総務文教常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第９５号は総務文教常任委員会に付託します。

日程第２６ 議案第９６号

○議長（酒永光志君） 日程第２６、議案第９６号 令和６年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第９６号 令和６年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）でございます。

令和６年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４９６万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３３億２，９３８万５，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） それでは、議案第９６号について、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

事項別明細書の９６、９７ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、人事院勧告に準じ、職員、会計年度任用職員の給料、報酬を

改定することに伴う職員給与費等の補正、また、令和５年度事業の精算に伴う県への返還金について予算の補正を行うものでございます。

初めに、歳入でございます。

４款県支出金、１項県補助金、１目保険給付費等交付金は、特別交付金の増額補正でございます。

６款繰入金、１項１目一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金の増額補正でございます。

７款１項１目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

９８、９９ページをお願いいたします。

１款総務費、１項総務管理費及びその下、２項徴税費は、人事院勧告に準じ、職員、会計年度任用職員の給料、報酬、職員手当等の増額補正を行っております。

最下段、７款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、２目償還金は、令和５年度事業の精算に伴う特定健康診査、保健指導負担金等の返還金の増額補正でございます。

なお、１００、１０１ページに給与費明細書をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました議案第９６号 令和６年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、産業厚生常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第９６号は産業厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。

ただいま正午になりましたが、引き続いて議事進行を取らせていただきたいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

引き続いて、議事を進行いたします。

日程第２７ 議案第９７号

○議長（酒永光志君） 日程第２７、議案第９７号 令和６年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま、上程されました議案第９７号 令和６年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第２号）でございます。

令和６年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第２号）は、次に

定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ331万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,149万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） それでは、議案97号について、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

事項別明細書の106、107ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、人事院勧告に準じ、職員、会計年度任用職員の給料、報酬を改定することに伴う職員給与費等の補正、また、令和5年度事業の再精算に伴う国等への返還金について、予算の補正を行うものでございます。

初めに、歳入でございます。

まず、地域支援事業交付金等について、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、7款繰入金、1項一般会計繰入金のうち、2目及び3目において、それぞれ交付金や繰入金の増額補正を行っております。

108、109ページをお願いいたします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金は、職員給与費繰入金及び事務費繰入金の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

110、111ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、人事院勧告に準じ、職員、会計年度任用職員の給料、報酬、職員手当等の増額補正を行っております。

4款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金は、積立金の減額補正でございます。

このページ最下段から、112、113ページの5款地域支援事業費、1項地域支援事業管理費、1目一般管理費は、職員の給料、職員手当等の増額補正でございます。

3項1目一般介護予防事業費は、会計年度任用職員の報酬の増額補正でございます。

7款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金は、令和5年度事業の再精算に伴う繰出金の増額補正でございます。

114、115ページをお願いいたします。

2項償還金及び還付加算金、3目償還金は、令和5年度事業の再精算に伴う、地域支援事業交付金等の返還金の増額補正でございます。

なお、116、117ページに、給与費明細書をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました議案第 97 号 令和 6 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）は、産業厚生常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 97 号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第 28 議案第 98 号

○議長（酒永光志君） 日程第 28、議案第 98 号 令和 6 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま、上程されました議案第 98 号 令和 6 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

令和 6 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 58 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,058 万 5,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） それでは、議案第 98 号について、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

事項別明細書の 122、123 ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、人事院勧告に準じ、会計年度任用職員の報酬を改定することに伴う予算の補正を行うものでございます。

初めに、歳入でございます。

3 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目介護予防支援事業運営基金繰入金は、このたびの補正に伴う財源調整のための増額補正でございます。

4 款 1 項 1 目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

124、125 ページをお願いいたします。

1 款事業費、1 項居宅予防支援事業費、1 目介護予防支援事業費は、会計年度任用職員の報酬、職員手当等の増額補正でございます。

なお、126 ページに給与費明細書をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました議案第98号 令和6年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、産業厚生常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第98号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第29 議案第99号

○議長（酒永光志君） 日程第29、議案第99号 令和6年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○議長（酒永光志君） ただいま、上程されました議案第99号 令和6年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和6年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

債務負担行為の補正。

第1条 債務負担行為の変更は、「第1表 債務負担行為補正」による。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） それでは、議案第99号につきまして御説明申し上げます。

予算書の22ページ、第1表を御覧ください。

債務負担行為の補正でございますが、議案第93号で指定管理者の指定について御説明申し上げた理由と同様に、サンビーチおきみの指定管理期間は、令和7年度の1年間としました。

当債務負担行為は、当初、指定管理期間3か年を想定した3年分の指定管理料を債務負担行為として予算化していたもので、指定管理期間の変更に伴う減額補正です。

なお、調書につきましては127ページに添付してございますので御参照ください。

以上で、説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました議案第99号 令和6年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第2号）は、産業厚生常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 99 号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第 30 議案第 100 号

○議長（酒永光志君） 日程第 30、議案第 100 号 令和 6 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第 100 号 令和 6 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 2 号）でございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） それでは、議案第 100 号 令和 6 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、御説明いたします。

今回の補正予算は、人事院勧告に準ずる人件費の補正、企業債利率の上昇に伴う企業債利息の補正、並びに現行予算に債務負担行為の追加を行うものでございます。

補正内容につきましては、令和 6 年度江田島市下水道事業会計補正予算書 9 ページ及び 10 ページの費目別内訳書で御説明いたします。

それでは、9 ページを御覧ください。

（1）収益的収入及び支出の部。

まず、収入についてです。

1 款下水道事業収益、1 項営業収益、3 目一般会計負担金の普及促進費負担金及びその他負担金、合わせて 42 万 8,000 円の増額。

2 項営業外収益、2 目一般会計補助金の一般会計補助金を 207 万 5,000 円増額し、1 款下水道事業収益の補正予定額を合わせて 250 万 3,000 円増額補正するものでございます。

次に、支出についてです。

1 款下水道事業費用、1 項営業費用、2 目処理場費は、給料、手当等、賞与引当金繰入額及び法定福利費、合わせて 53 万 2,000 円の増額。

3 目普及促進費は、合わせて 66 万 1,000 円の増額。

4 目総係費は、合わせて 64 万 4,000 円の増額。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息を 66 万 6,000 円増額し、1 款下水道事業費用の補正予定額を合わせて 250 万 3,000 円増額補正するものでございます。

10 ページを御覧ください。

（2）資本的収入及び支出の部。

収入についてです。

1 款資本的収入、2 項出資金、1 目一般会計出資金の建設改良出資金を 526 万 8,

０００円増額し、１款資本的収入の補正予定額を５２６万８，０００円増額補正するものでございます。

続いて、支出についてです。

１款資本的支出、１項建設改良費、２目処理場整備費は合わせて５９万円を増額し、１款資本的支出の補正予定額を５９万円増額補正するものでございます。

お戻りいただきまして、２ページをお願いします。

債務負担行為についてです。

第１０条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加するものです。

これは、江田島中央浄化センター等維持管理業務委託、ほか６件の業務委託等について、年間を通して契約が途切れることのないよう、年度末に翌年度の契約を締結することを目的としております。

各契約の期間、限度額については、記載のとおりでございます。

その他、３ページに実施計画を、そして、４ページにはキャッシュフロー計算書、５ページから７ページに給与費明細書を記載しております。

説明については以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま、議題となりました議案第１００号 令和６年度江田島市下水道事業会計補正予算（第２号）は、産業厚生常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第１００号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第３１ 発議第５号

○議長（酒永光志君） 日程第３１、発議第５号 江田島市議会委員会条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者からの趣旨説明を求めます。

岡野数正議会運営委員長。

○８番（岡野数正君） 発議第５号。

江田島市議会委員会条例の一部を改正する条例案について。

地方自治法第１０９条第６項及び江田島市議会会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

令和６年１２月１３日。

江田島市議会議長 酒永光志様。

提出者 江田島市議会運営委員会委員長 岡野数正。

内容については別紙のとおりでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 2 発議第 6 号

○議長（酒永光志君） 日程第 3 2、発議第 6 号 江田島市議会会議規則の一部を改正する規則案についてを議題とします。

直ちに提出者からの趣旨説明を求めます。

岡野数正議会運営委員長。

○8 番（岡野数正君） 発議第 6 号。

江田島市議会会議規則の一部を改正する規則案について。

地方自治法第 1 0 9 条第 6 項及び江田島市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定によりまして提出いたします。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日。

江田島市議会議長 酒永光志様。

提出者 江田島市議会運営委員会委員長 岡野数正。

内容については別紙のとおりでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） すみません。先ほど、議案第 8 9 号 江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についての中で、岡野議員からですね、県内他市町の報酬額の形態について御質問がありました。呉・賀茂地区、3 市 4 町ありますけれども、そちらの資料でよろしかったら今御回答させてもらいたいんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○8 番（岡野数正君） はい。

○教育部長（矢野圭一君） それでは、3 市、江田島市、呉市、東広島市、4 町、府中町、海田町、熊野町、坂町が呉・賀茂地区の 7 市町になります。そのうち、江田島市

と呉市が年額でございます。金額のほうは呉市が2万600円で、東広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町が日額なんですけれども、東広島市が9,200円、府中町が5,200円、海田町が6,100円、熊野町が5,700円、坂町が5,200円となっております。

以上です。

○議長（酒永光志君） よろしいですか。

それでは、以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、明日12月14日から12月23日までの10日間は休会とし、第2日は12月24日午前10時から開会しますので御参集願います。

本日は御苦労さまでした。

（散会 12時29分）